

# 公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計に係る発注の見通しに関する事項の公表要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県が発注する公共工事に係る測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）について、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第5号に規定する他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表を行うにあたり必要な事項を定める。

## (適用対象)

第2条 この要綱による発注見通しの作成及び公表の対象となる調査等は、発注が確実で、かつ、成立した予算に係る予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む）が200万円を超えるものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって県の行為を秘密にする必要がある業務を除く。

## (公表事項)

第3条 公表の対象となる事項は、公表を行う日の属する年度の3月31日までに契約を締結しようとする調査等に係る次に掲げるものとする。

- 一 調査等の名称、場所、期間、種別及び概要
- 二 入札及び契約の方法
- 三 入札予定時期（一般競争入札及び指名競争入札（公募型指名競争入札を含む。）の場合にあつては入札手続きを開始する時期を、公募型プロポーザルの場合にあつては公募手続きを開始する時期を、随意契約の場合にあつては契約を締結する時期をいう。）
- 四 その他発注者が必要と認める事項

## (公表の方法)

第4条 前条に規定する事項の公表は、県民情報センター及び調査等の執行事務所において閲覧に供する方法又はインターネットに掲示する方法によることとする。ただし、調査等の執行事務所において閲覧に供する方法により公表するときは、当該調査等の執行事務所が所属する部局の発注見通しのみを公表すれば足りる。

(公表の時期及び期間)

第5条 公表の回数は、原則として一年度につき4回とする。ただし、臨時議会等による補正予算の成立等発注見通しの大幅な見直しが必要となった場合は、4回を超えて公表することができる。

2 公表の時期は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める時期を目途とする。ただし、前項ただし書の規定により公表する場合にあっては、この限りでない。

一 第1四半期 4月中下旬

二 第2四半期 7月中旬

三 第3四半期 10月中旬

四 第4四半期 1月上旬

3 公表の期間は、公表した日から当該公表した日の属する年度の3月31日までとする。

(その他)

第6条 発注者は、公表にあたっては、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 当該公表の内容は公表する時点における発注の見通しであり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を併せて明記すること。

二 閲覧に供する方法による場合にあっては、県民情報センター及び調査等の執行事務所にその閲覧場所、閲覧時間をあらかじめ掲示すること。

三 インターネットに掲示する方法による場合にあっては、ホームページ上にインターネットの掲示に供するアドレスをあらかじめ記載すること。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。